

事業計画書

(令和 7 年度)

社会福祉法人 みきた福祉会
生活介護事業所 みきた作業所

I みきた福祉会運営方針

令和6年度の報酬単価改定は、結果として当事業所にプラス方向への影響が見られ、ここ数年続いていた赤字運営からの脱却が見込まれる状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等で重篤な症状の罹患者も少なく、利用者が元気に通所され、活気のある取り組みが多く実施でき、コロナ前の運営に戻りつつあります。さらに12月には新たに職員1名を迎え、支援体制の充実も図ることが出来ました。

このような状況の中、令和7年度も引き続き利用者にとって「安全で安心して過ごせる場所」を提供し、笑顔で活動ができるよう、職員の専門性の向上と福祉職としての資質向上に努め、さらなる前進、成長、進化を目指してまいります。また、職員が働きやすい職場環境の整備に努めてまいります。

一方、長年の課題である法人の安定運営については、前述のように令和6年度報酬単価改定により収支の改善が見込まれることが予想されます。これらの収支差額については、職員の処遇改善、借入金の返済、施設及び設備の大規模修繕等の積立や現状での設備投資等の資金として、中・長期的な計画的を立て将来に繋げたいと考えます。

利用者通所率は、1日13.8人前後で昨年度に比べ微増となっておりますが、安定運営のためには、さらなる通所率の向上が必要であり、引き続き新規利用者の獲得に努めてまいります。

利用者支援においては、引き続き「安心・安全」を最優先に、事故を起こさない、起きない支援体制の構築を心掛けるとともに、感染症の予防と対策に取り組みます。また、生活介護事業所として送迎時間や、職員の勤務時間帯等と関連し、支援体制、活動時間、プログラム等の見直しを行い、利用者が過ごしやすく職員が支援しやすい体制整備を図りたいと考えます。

災害等への備えとして、施設裏山での残土処分地の崩落の危険性が危惧されておりますが、早期の改善に向け引き続き堺市環境対策課に改善要望を行ってまいります。また、災害や感染症発生に備えた事業継続計画に基づき、火災、地震、土砂災害等を想定した実効性のある避難訓練や研修を行い、災害から少しでも身を守るため、より実践的な訓練を繰り返し行い「安心・安全」のさらなる強化と事業の継続性の担保に努めてまいります。

上記内容を念頭に、みきた福祉会は、「障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を共有するかけがえのない個人として尊重されるものである」この思いを大切に、「この町で当たり前那人らしく、安心・安全に通える作業所」を目指し、以下の内容を基本方針として洗練されたチームの実現と法人運営に努めます。

1 運営の基本方針

- ① ワクワクしながら通い、ともに生きる喜びを見出し、自己実現の図れる支援を目指します
- ② 利用者一人ひとりの特性に配慮し、希望に沿った良質なサービスが受けられるよう、また、安心して活動できる支援体制並びに環境の向上に努めます
- ③ 障がい者が地域で生活していくため、必要な福祉サービスを可能な限り提供できるよう事業の促進に努めます
- ④ 財政基盤の強化を図るため、関係機関との連携を強化し新規利用者の獲得と経費削減に努めます。また、中・長期的な視点での積立等の財政計画の作成に取り掛かります
- ⑤ 障がい福祉サービスを提供する職員として、知識・技術・能力の研鑽に努め、支援者として信頼される職員育成に努めます
- ⑥ 職員がやりがいを持って意欲的に業務に専念できるよう、労働環境の整備に努めます
- ⑦ 理事会・評議員会をはじめとする各委員会とのさらなる連携を図り、より適正な法人運営に努めます

Ⅱ みきた作業所事業計画

利用者一人ひとりの障がい特性に応じた個別支援計画書を作成し、個別支援計画書に基づいた支援に努めます。支援内容については、利用者並びにご家族及び関係者にも周知し、共通認識の下、統一した関わり方ができるよう努めます。また、職員会議等を活用し、虐待防止マニュアルに沿った権利擁護の意識を強く持ち支援に取り組めます。

利用者ニーズが多岐に渡る中、生活介護事業所として最善のサービスは何なのかを探るため、徹底した個々のニーズの把握を行います。そのうえで新たなタイムスケジュールや提供すべき活動内容の必要性を検討し、今後の事業方針を共有していきます。

現状に満足せず、利用者の変化や時代の流れを感じ、やりがいをもって楽しく過ごすことができ、「なにができる」ではなく「なにがしたい」を利用者が考えることができる場所を提供します。

1 事業の基本方針

障がい者が、かけがえのない一人の人間としてその人格が尊ばれ、社会の一員として誇りを持ち、自立した生活が営めるよう利用者の人権を擁護し、下記を基本とした支援に取り組みます。

- ① 障がい特性に合わせた活動を提供し、さまざまな体験を重ねることで日常生活での経験値を高める取り組みを行い、ライフスタイルに応じた支援に努めます
- ② 権利擁護を遵守し、意思決定支援ガイドラインに沿ったサービスの提供や虐待防止委員会と連携し、人権を守るための支援強化を図ります
- ③ 事業所が地域の中で社会資源となれるよう情報公開に努め、支援学校・関係機関等と連携します。また、堺市南区自立支援協議会に参加し課題解決を共に考え支援します
- ④ 障害者総合支援法等の関係法令並びに法人の規則・規程の遵守に努めます

2 重点目標

- ① サービスの質の向上を目指す
- ② 利用者アセスメントの充実を図る
- ③ 一人ひとりの利用者ニーズに合わせたサービスの提供に努める
- ④ 人権擁護の意識のさらなる醸成
- ⑤ 意思決定支援の強化に努める
- ⑥ 人材の育成を図る
- ⑦ 地域との交流と連携に努める
- ⑧ 施設設備・備品等の充実を図る

3 重点目標に対する具体的取り組み

(1) 利用者支援 (① ② ③ ⑤)

適切なアセスメントを行い、一人ひとりのニーズに合わせたサービスを提供します。また、利用者、ご家族、関係者等からのモニタリングを実施し、個別支援計画書は、原案を提示し利用者の合意の上、本計画書を作成します。支援員は、個別支援計画書に基づいた支援を行い、日々の状態や支援内容について記録を綴ります。また、重度支援が必要な方には支援手順書を作成し、手順書に沿った支援を提供します。

日々の活動内容は、意思決定支援を基に本人が選択した日中活動を提供・支援します。

(2) 活動内容と過ごし方の再検討（① ② ③ ⑤）

個々の利用者の障がい特性に配慮した活動を提案し、意思決定支援を十分に行った上で提供します。個別の希望する将来像に向けた取り組みを活動に反映させるため、既存の内容に捉われず検討します。

本人が主体性を持って取り組めることは何か、ニーズが多岐に渡る中、集団活動の中での個別支援の必要性も検討します。利用者が主となり、本人が希望する将来を迎えられるように寄り添った支援に取り組みます。

具体的な活動内容は下記の通りです。

【生産活動】

軽作業を中心とし、1コマ35分×最大4コマの内希望コマ数を、利用者それぞれの状況を考慮し作業配分を決めます。必要に応じて新たな作業内容も検討します。工賃は1コマ80円とし、月末締め、翌月5日の支払いです。授産活動収入の状況によって賞与を支給します。

【余暇活動】

運動、レクリエーション、買い物等外出や創作活動等を行います。
また、毎月季節感のあるイベントを企画・実施します。活動プログラムは、前月20日に作成し配付後、活動内容を見て自己選択していただきます。また、毎週水・金曜日は全員で健康の維持・増進のため、近隣の公園等でのウォーキングや室内での運動を実施します。

【個別支援】

個別支援計画に沿って、個々の利用者が必要とする障がい特性に応じた支援に取り組みます。また、重度支援の方を対象に、生産活動とは別に、支援手順書を基に、自立課題としての個別プログラムに取り組みます。

(3) 虐待防止・意思決定支援（① ② ③ ④ ⑤）

利用者の人権を尊重しその権利を擁護すると共に、安心・安全な日常生活を過ごすため、一人ひとりに応じた支援に取り組みます。

毎月自己評価シートを作成し、それらを基に定期的に委員会を開催し、虐待の防止及び身体拘束等の適正化に努めます。また、利用者それぞれの意志を確認するため支援ツール等を活用し、自己決定を行うための支援を、活動内容に取り入れ実施します。また、支援方法についても職員間で統一し、より、適確・適正な自己決定ができるよう取り組みます。

(4) 健康管理（① ② ③）

毎日の体操を始めとし、週2回のウォーキングや室内運動等を定期的に

提供し、体力の維持・増進を図ります。また、以下の取り組みを実施し、病気の予防・早期発見に努め、作業所での活動時間帯だけでなく生活全般に渡り健全な生活が送れるように取り組みます。

【具体的取り組み】

- 毎日のバイタルチェックとデータ管理
 - 血圧測定 ：通所時に実施
 - 検温 ：通所時と帰宅前に実施
- 嘱託医による健康管理
 - 毎月第1水曜日の午前、事業所往診により実施
- 健康診断
 - 年1回、5月に嘱託医の清水内科にて実施
 - 嘱託医の助言を基に利用者の健康の維持・増進に努めます
- 歯科検診
 - たんぽぽ会歯科まきつか院での歯科検診
 - 希望者のみで費用は自己負担
- インフルエンザワクチンの接種
 - 嘱託医による、希望者への接種を実施
- 看護師による健康管理
 - バイタルチェックと健康体操を実施
- 感染症予防対策
 - 手指消毒の実施、マスクについては着用を推奨します
- 緊急対応
 - 施設活動時における発熱・外傷・てんかん発作等に対しては応急手当後、必要に応じて医療機関やご家族等と連絡を取り適切な対応に努めます。

(5) 人材育成（① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧）

福祉従事者として経験を積み、知識や技術の向上の機会を持つことは大変重要で、利用者に対し「より良いサービス」を提供する事に繋がります。また、職員一人ひとりの知識・能力等のスキルに合わせた学びの機会を重ね、楽しく、やりがいを持ち、主体的に業務を行う事ができるよう、学びある研修計画を作成し、実施に努めます。

(6) 地域交流（⑦）

施設のある地域は自然豊かな環境ですが、歩道が未整備のため周辺を散策することは、車の往来も激しく非常に危険な状況で、また、地域の方々との交流機会も乏しいのが現状です。

利用者の日々の暮らしの中で、地域と関わりを持つことは豊かな生活にもつながります。今まで地域で開催されるバザーへの参加やボランティアの受け入れ等による地域交流を行ってきましたが、今後はさらに、積極的に地域に目を向け、利用者と共に足を運び、交流の機会を増やしていきたいと考えます。また、受け入れについても積極的に行い地域との関係強化に努めます。

(7) 施設設備、送迎車両の充実（⑧）

平成28年に完成した事業所ですが、間もなく竣工10年を迎える事になります。この間、財政上の理由から空調設備や污水管、建物の外壁等の補修やメンテナンスが殆どできておりません。また、4台の送迎車両についても、うち2台が使用期間10年を超え、走行距離も17万キロを超え故障等による部品交換や修理等の回数も増えています。

これらの状況を踏まえ、安心・安全なサービスを提供する上で、必要な設備の改修や投資について、整備計画を策定し計画的に取り組みます。

4 事業所概要

(1) 事業の種別

生活介護事業認可日 : 平成31年4月1日

事業所番号 : 2716400540号

(2) 法人及び事業所の所在地

所在地 : 堺市南区別所 1480 番地 1

(3) 利用定員

定員 20人（令和7年2月1日付契約者数 20人）

(4) 職員配置

単位：人

職 種	専 従 ・ 兼 務	人数	常勤換算
施設長	管理者、生活支援員兼務	1	1.0
サービス 管理責任者	専従	1	1.0
生活支援員	運転手兼務	6	5.5
事務員	生活支援員及び運転手兼務	1	1.0
看護師	専従	1	0.1
嘱託医	嘱託	1	0.01

(5) 営業日及び時間

営業日 : 月 ~ 金曜日 第1・3・5土曜日 11月3日（祝）

営業時間 : 8時20分から17時05分

一日の流れ

【月曜日～金曜日】

8：30 ～	送迎	13：50 ～	生産活動及び余暇活動
10：35 ～	スケジュール確認・体操	14：25 ～	休憩
11：10 ～	休憩	14：40 ～	生産活動及び余暇活動
11：25 ～	生産活動	15：15 ～	休憩
12：00 ～	昼食・休憩	15：25 ～	掃除・帰り支度
13：00 ～	生産活動及び余暇活動	15：45 ～	終礼
13：35 ～	休憩	15：55	送迎

【第4木曜日午後】

13：00 ～	掃除・床拭き
13：40 ～	帰り支度・終礼
14：00 ～	送迎

※第4木曜日は職員会議及び施設点検のため14：00送迎開始

【第1・第3・第5土曜日】

8：30 ～	送迎	13：45 ～	帰り支度・終礼
10：30 ～	朝礼・余暇活動	14：00 ～	送迎
12：30 ～	昼食・休憩		

※土曜日は14：00送迎開始

5 事業及び活動内容

(1) 事業内容

利用者の社会参加と生活の充実を進めるため、利用者それぞれのニーズに応じた、誰もが参加できるプログラムを月替わりで実施し、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持・増進を目的に、創作的活動や生産活動等様々なサービス及び機会の提供のため、以下の内容に取り組みます。

- ① 生活支援（排泄、食事、身だしなみ等日常生活動作の支援）
- ② 健康管理
- ③ 生産活動・創作活動に必要な知識・技術・能力等を向上するための支援
- ④ 行事・余暇活動の実施
 - ・生活支援や健康維持に関する支援を丁寧に実施します
 - ・多岐に渡るニーズに対し求められている事は何かを考えサービスの提供を行います

⑤ 防災・安全に関する活動

【避難訓練年間予定表】

月	訓 練 の 内 容
6	地震を想定した避難訓練
9	消防署協力による防災総合訓練
12	火災を想定した避難訓練
3	土砂災害を想定した避難訓練

⑥ 訪問支援

⑦ 送迎サービス

⑧ ①～⑦に付帯するその他日常生活上必要な、介護・援助、支援、相談、助言等

⑨ その他の身体機能や生活能力向上のために必要な援助

⑩ 利用者等からの苦情・相談に関すること

⑪ 介護給付費等の請求・代理受領

(2) 年間行事予定

毎月の誕生日会や日帰り旅行などを利用者の希望を聞きながら、季節を感じる事が出来る行事を行います。

月	内 容	月	内 容
4	お花見	10	日帰り旅行
5	ピクニック	11	堺市スポーツレクリエーション大会
6	グループ外出	12	クリスマス会
7	七夕	1	初詣
8	納涼会	2	節分
9	親睦会	3	お食事会

(3) 会議及び委員会

事業所運営及び利用者支援の向上のため、以下の会議、委員会を定期的開催します。

① 会議

会議名	会議日	出席者	目 的
職員会議	第4木曜日 16:00～	全職員	・支援内容、行事等の情報共有 ・事業、運営の情報共有 ・個別支援の確認 ・意見交換

正規職員会議	第 4 木曜日 10:30～	正規職 全員	・事業所運営及び利用者支援の 検討
支援員会議	第 1 もしくは第 2 水曜日 17:00～	支援員	・利用者ケースカンファレンス ・日々の活動の振り返り ・行事等の検討
入所調整会議	随時	正規職 全員	・新規契約者の受け入れの可否 について

② 委員会

・虐待防止委員会

職員会議開催時に、職員一人ひとりが作成する「虐待防止・業務評価シート」を基に振り返り等を行い、虐待の防止と権利擁護意識の向上に努めます。また、年 1 回以上の研修を実施します。

役 割	職 種	氏名
虐待防止責任者	施設長	阪口 勉
相談受付担当者	サービス管理責任者	松本 京子
委員	主任	田中 晃二 峯 翔大
第三者委員	委嘱	曾谷 佳裕

・身体拘束等適正化委員会

年 1 回以上の委員会及び研修の実施と職員への検討内容の周知

役 割	職 種	氏名
委員長	施設長	阪口 勉
委員	サービス管理責任者	松本 京子
	主任	峯 翔大
	看護師	江原 文子
	嘱託医師	清水 健司

(4) その他

新規利用者の受け入れについては、利用希望者の中から、適時体験利用を実施したうえで、上記(3)の入所調整会議による、受け入れの可否を判断し、運営規程・重要事項説明書・利用契約に基づいて利用者並びにご家族・後見人等に説明と同意を求めたうえで適切に受け入れを行います。